

○備前市男女共同参画まちづくり表彰規程

平成17年3月22日

告示第60号

改正 平成22年3月31日告示第22号

平成25年10月1日告示第32号

(趣旨)

第1条 備前市男女共同参画まちづくり条例(平成17年備前市条例第147号)第16条第2項に定める市民及び事業者の表彰については、別に定めがあるもののほか、この告示の定めるところにより行うものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次に掲げる者で、男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できるものとする。

(1) 市内に居住又は市内の事業所に勤務する個人

(2) 市内に本店又は主たる事業所を置く事業者(国及び地方公共団体を除く。)

(表彰の基準)

第3条 表彰の選考基準は、別表のとおりとする。

(選考)

第4条 被表彰者の選考は、備前市男女共同参画まちづくり表彰選考調書(様式第1号又は様式第2号)により、備前市男女共同参画推進本部に諮り決定する。

(表彰)

第5条 表彰は、市長が必要に応じて随時表彰状を贈呈して行う。

(事務)

第6条 この告示に関する事務は、市民生活部市民協働課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第22号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日告示第32号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部門	選考基準
個人	<ol style="list-style-type: none">1 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献した個人2 男女共同参画まちづくりに向けた機運の醸成に功績のあった個人、あるいは男女の固定的役割分担意識の是正に貢献した個人3 その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な個人
事業者	<ol style="list-style-type: none">1 女性の人材育成や積極的登用などを通じ、広く女性の社会参画の促進に貢献している事業者2 働く女性のための環境整備や男性の意識改革など男女が共同して参画することのできる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者3 その他これらに準ずるもので、特に功績が顕著な事業者

様式第1号(第4条関係)

備前市男女共同参画まちづくり表彰選考調書(個人の部)

ふりがな 氏 名		性 別	男 女	
生年月日	年 月 日	歳	職 業	
住 所		活動年数		
表彰歴	年 月 日	表彰種別		
履 歴	在職期間	従事年数	主 な 経 歴	
功績内容				

様式第2号(第4条関係)

備前市男女共同参画まちづくり表彰選考調書(事業者の部)

事業者名 代表者名		設 立 年月日	
所在地及 び連絡先		TEL FAX	
職 種		従業員数	
年募集・採用状況		人(うち女性 人・男性 人)	
功 績 顕 著 と 認 め ら れ る 取 組 等	実施年月日、具体的内容、実績等についての概要		
	1 女性の能力活用・職域拡大		
	2 家庭生活と職業生活の両立支援		
	3 その他、男女が共同して参画することができる環境づくり		

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)